

## 第七十二号

## 徳島県税条例等の一部改正について

徳島県税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月二十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

**第一条** 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二十四の次に次の一条を加える。

(家庭的保育事業の用に直接供する家屋等の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例に係る条例で定める割合)

**第二十条の二十四の二** 法第七十三条の十四第十一項から第十三項までに規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

第四十条中「附則第十二条の二の二」を「附則第十二条の二」に、「においては」を「には」に改める。

附則第二十一項中「附則第十二条の二の二第一項」を「附則第十二条の二第一項」に改め、附則第二十二項第一号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、附則第二十三項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「(以下「充電機能付電力併用自動車」という。)」を加え、同項第四号中「基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、「であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」を削り、同項第五号中「除く」の下に「。附則第二十五項第五号において同じ」を、「定めるもの」の下に「(以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)」を加え、附則第二十四項の表中第四項第一号の項から第四項第三号の項までを削り、附則中第三十六項を第三十八項とし、第三十五項を第三十七項とし、第三十四項を第三十六項とし、第三十三項の前の見出しを削り、同項を第三十五項とし、同項の前に見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十二項を第三十四項とし、第二十九項から第三十一項までを二項ずつ繰り下げ、第二十八項の前の見出しを削り、同項を第三十項とし、同項の前に見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第二十七項を第二十九項とし、第二十六項を第二十八項とし、第二十五項を第二十七項とし、第二十

四項の次に次の二項を加える。

25 次に掲げる自動車に対する第四十八条第一項から第四項までの規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、附則第二十三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

一 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第十二条の三第五項第二号の総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

二 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法附則第十二条の三第五項第四号に規定する平成三十年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので同号の総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第十二条の三第五項第五号の総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

26 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので法附則第十二条の三第六項の総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので同項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第四十八条第一項から第三項までの規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、附則第二十四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（過疎地域内における県税の課税免除に関する条例及び地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

**第二条** 次に掲げる条例の規定中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

一 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）第二条第三項

## 二 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）第二条第三項

## 附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

## 提案理由

地方税法の一部が改正され、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の税率の特例措置が見直されることに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。